

令和2年（2020年）2月

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会会議録

2月7日（金）

午前10時11分 開会

午後2時33分 閉会

(午前10時11分 開会)

○議長(比嘉武宏)

これより令和2年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりでございます。

○議長(比嘉武宏)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において3番小橋川健議員、4番運天貴也議員を指名いたします。

○議長(比嘉武宏)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日2月7日の1日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

ご異議なしと認めます。

よって会期は2月7日の1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、配付しました議事日程表のとおりであります。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第3、議長諸般の報告を行います。

18番前田健次議員から、本日は欠席する旨の届け出がありました。

副連合長の仲間一金武町長より、別公務があるため、出席できない旨の報告がありました。

また副連合長の照屋勉与那原町長より本日午後から別公務があり、退席させていただきたいとの連絡がありましたことをお伝えしておきます。

次に、令和2年1月17日の全員協議会において、空席でありました議会運営委員会の副委員長に金城悟議員が決定したと大浜安史議会運営委員長より報告がありました。

次に、令和元年11月30日付で渡嘉敷村・座間味村・粟国村・渡名喜村・南大東村・北大東村・久米島町選挙区選出の赤嶺秀徳議員が任期満了とな

り、同選挙区から赤嶺秀徳議員が当選されました。所属は久米島町議会でございます。

次に、令和元年12月4日付で、宮古島市選挙区選出の平良敏夫議員から同日付で辞職したい旨、辞職願が提出されましたので、令和元年12月4日許可いたしました。辞職に伴う選挙の結果、同選挙区から下地信弘議員が当選されました。

今回、新たに当選されました赤嶺秀徳議員、下地信弘議員の議席に関連し、会議規則第4条第2項の規定により議席を指定します。

下地信弘議員を2番に、赤嶺秀徳議員を16番に指定します。

指定した議席は、お手元に配付しました議席表のとおりでございます。

次に、1月8日、1月29日、2月3日付けで沖縄県後期高齢者医療広域連合長から議案書の送付がありました。

次に監査委員より、令和元年7月分から11月分までの例月現金出納検査結果報告が提出されております。

議案書の141ページより、写しを添付していますので、のちほどご確認ください。

次に、議会運営委員長から、閉会中の継続審査申出書が提出されております。それぞれ後刻議題といたします。

以上をもって、諸般の報告といたします。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第4、沖縄県後期高齢者医療広域連合長より行政報告の申し入れがありますので、発言を許します。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

改めましておはようございます。

それでは、令和2年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会にあたりまして、行政報告を申し上げます。

前回の定例会が、昨年8月23日に開催されておりますので、その日以降、本日までの後期高齢者医療行政につきまして、概要をご報告申し上げます。

10月10日に、長崎県佐世保市において九州地域ブロック協議会連合長会議が開催され、全国後期

高齢者医療広域連合協議会から厚生労働省への、要望事項について九州各県からの意見の取りまとめが行われました。

同じく11月14日に、東京都において全国後期高齢者医療広域連合協議会により、全国の広域連合からの要望事項を取りまとめ、加藤勝信厚生労働大臣に対しまして要望活動を行いました。

その主な内容は、財政に関することとして、保健事業等の財源について、特別調整交付金以外の、制度事業費補助の充実、または介護保険や国民健康保険制度と同様に別枠として補助制度を新たに創設すること。

保険料の軽減特例に関することとして、均等割の軽減特例の見直しについて、年金生活者支援給付金の支給が受けられない方がいることを考慮し、低所得者等の生活に影響が出ないように、別途の給付金を支給する等の対応を検討し、元被扶養者に対する所得割額の賦課については現行制度を維持すること。

保健事業と介護予防の一体的な実施に関することとして国は具体的な事務処理について、きめ細かい支援と、できる限りの財政支援を行い、医療専門職の人材確保等の対応策を早急に検討すること。

特別調整交付金による交付措置を令和3年度以降も継続するとともに、交付率の引き上げ及び交付対象の拡充を行うこと。後期高齢者の窓口負担の在り方に関することとして後期高齢者の窓口負担を引き上げることについては、高齢者が受診を控え、重症化につながる恐れがあり、必要な医療を受ける機会を確保するためにも、慎重かつ十分な議論を重ねること等を要望しております。

その他にも、制度の運営に関すること、オンライン資格確認に関すること、大規模災害等に関すること、周知広報に関すること等を含む、計8項目について、小島敏文厚生労働大臣政務官へ要望書が手交されております。

今後も九州各県及び全国の広域連合と連携を密にし、より良い後期高齢者医療制度の実現に向けて、努力して行きたいと考えております。

また、10月11日に発生しました、訪問指導対象者の名簿紛失につきましては、議員をはじめ関係

機関、関係者に大変なご迷惑をおかけしたところでございます。

その後、17日に全資料が見つかり、対象者本人、関係者に被害が及ぶことはありませんでしたが、当広域連合では重大な事故と認識しており、後日、全指導員に改めて、個人情報管理の徹底を指導いたしました。

今後、引き続き再発防止に努めてまいりたいと思います。

平成29年2月10日開催の2月定例会において、議決いただきました、診療報酬不正請求に係る診療報酬返還等請求、訴えの提起につきましては、平成31年1月15日に那覇地方裁判所において、当方の主張が全面的に認められた判決に対し、相手側が控訴しており、引き続き弁護士と相談のうえ適切に対応しているところでございます。

さて、平成20年4月にスタートいたしました後期高齢者医療制度は、令和2年度には制度開始から13年目を迎えることとなりました。

今後とも、被保険者の皆様が引き続き安心して医療が受けられるよう、安定した後期高齢者医療制度の運営に努めてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の定例会には、計画1件、条例5件、補正予算1件、当初予算2件など、合計9件の議案を提出しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げ、行政報告といたします。

○議長(比嘉武宏)

ただいま連合長より行政報告が終わりました。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第5、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

当広域連合議会運営委員会の委員の定数は、委員会条例第1条第2項の規定により7名となっておりますが、議員辞職に伴い、1名が欠員となっておりますので、委員会条例第3条第1項の規定に基づき、後任の委員として、箕底用一議員を指名したいと思います。

これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました箕底用一議員を議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第6、議案第7号、沖縄県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第7号、沖縄県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部変更について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和2年2月7日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

提案理由。

後期高齢者医療広域連合が市町村へ高齢者保健事業の一部を委託することで74歳以下及び75歳以上の保健事業と介護予防を連携して行えることとなる、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が始まるにあたり、広域計画へ構成市町村との連携に関する事項を定める必要があります。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(比嘉武宏)

野原健一事務局長。

○事務局長(野原健一)

おはようございます。事務局長の野原でございます。よろしくお願いたします。

議案第7号、沖縄県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部変更について、議案内容を御説明いたします。

本議案書は、議案第7号と議案第9号別紙議案書となっています。御準備をお願いします。

それでは、議案書は1ページから4ページが変更内容、5ページから新旧対照表となっております。

今回の広域計画の一部変更の理由といたしましては、まず、国のいわゆる骨太の方針によって、

高齢者の通いの場を中心とした介護予防・フレイル対策や生活習慣病などの疾病予防・重症化予防を一体的に実施する仕組みの検討などが平成30年6月15日に閣議決定されました。

それを受け、平成31年5月に医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、関係する、高齢者の医療を確保する法律等も改正されたことにより、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が広域連合から市町村に委託し、実施できるようになっております。

その高齢者の医療を確保する法律において、高齢者保健事業を行うに当たっては、市町村との連携を図るとともに、市町村が行う国民健康保険保健事業と、介護保険法に規定する地域支援事業と一体的に実施するとされたほか、地方自治法に規定される広域連合の広域計画に、市町村との連携に関する事項を定めるよう努めなければならないと規定されております。

以上が、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴う、当広域連合第3次広域計画の一部変更が必要となった理由でございます。

改正内容としては、3ページを御覧ください。

4の同計画の3.広域計画の基本方針(3)保健事業の推進において、高齢者保健事業の一部を市町村に委託し、国民健康保険保健事業と介護保険地域支援事業、高齢者の保健事業を一体的に実施することを盛り込むとともに、5の4.後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び市町村が行う事務の別表に、広域連合と市町村が行う事務について、それぞれの役割として新たに追加するなどの変更を行っています。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(比嘉武宏)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結しま

す。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第7、議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和2年2月7日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

提案理由。

令和元年人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に基づき、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与を改定したため、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があります。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(比嘉武宏)

野原健一事務局長。

○事務局長(野原健一)

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

改正内容は議案書の1ページから、新旧対照表は9ページからとなっております。

3ページを御覧ください。

今回の条例改正第1条は、令和元年8月7日付け、人事院勧告及び令和元年10月8日付け沖縄県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を受けて条例の一部を改正するものです。

改正内容としましては、月例給については民間との格差を解消するため国・県の給料表に準じて平均495円、率にして0.14%の引き上げを行います。

月例給引き上げは、初任給や若い職員層へ手厚く反映される内容となっております。

7ページを御覧ください。

第2条では、「勤務1時間当たりの給与額の算出」方法の変更及び期末手当の基準日以前6月以内の在職期間における区分割合の改正を行っております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(比嘉武宏)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

(「進行」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第8、議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和2年2月7日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

提案理由。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の必要な事項を規定するため、条例を制定する必要があります。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(比嘉武宏)

野原健一事務局長。

○事務局長(野原健一)

議案第2号、沖縄県後期高齢者医療後期連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、御説明いたします。

議案書は17ページからとなっております。

今回の提案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用・服務規律等の整備を図るとともに、特別非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものであります。

それに伴い、当広域連合でも条例を制定する必要があり提案いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(比嘉武宏)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

(「議長」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

おはようございます。

それでは、議案第2号の質疑を行います。

1点目の質問で3つお聞きしたいと思います。

まず、この会計年度任用制度の目的について、改めて伺いたいと思います。

2点目に、ここ広域連合における会計年度任用職員の対象者についてどのぐらいいるのか、また職種、その仕事内容について確認したいと思います。

3点目に、広域連合では、どの自治体などを参考にしてこの議案を提出されたのか伺いたいと思います。

○議長(比嘉武宏)

大城朝克総務課長。

○総務課長(大城朝克)

ただいまの質疑にお答えします。

まず、1点目の会計年度任用職員の目的についてですが、臨時職員、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の整備を図るため、会計年度任用職員に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化し、守秘義務などのサービスの規定を設けて

おります。

給付に関しましては、期末手当の支給、通勤手当につきましては、その距離に応じた常勤職員との同額の支給が可能となります。

2点目、広域連合における会計年度任用職員の対象者の人数、職種、仕事内容についてお答えします。

現在、非常勤職員、臨時職員は、まず医療機関から診療報酬明細点検をする非常勤職員が16名、高額療養費介護合算、あん摩、マッサージ、はり、きゅうに関する診療報酬明細点検員が4名、保健事業健診業務医療分析などを行う保健師1名、看護師1名、事務補助員として臨時職員が4名おり、合計26名が今在席しております。

そのうち、会計年度任用職員の対象になるのは、医療機関からの診療報酬明細点検員14名、高額療養費・介護合算、あん摩、マッサージ、はり、きゅうに関する診療明細書点検員4名、保健師1名、看護師1名、事務補助員4名、合計24名となります。

3点目の広域連合ではどのような自治体を参考にしていますかについてですか、県内11市を参考としております。

○議長(比嘉武宏)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

非正規・臨時職員の処遇改善の目的で行われることも確認いたしました。

また、広域連合でも対象者がいること、職種の内容もわかりました。ぜひ処遇改善もしっかりこの議案でも提案されていますので、やっていただきたいと思います。

県内11市、私は那覇市ですけれども、那覇市では、県内でも内容が充実されたものを先の議会でやっております。ぜひそれも参考にさせていただいたということですので、2回目の質疑ですけれども、これから移行後、会計年度任用職員の期末手当、いくらなのかというのは、自治体によってさまざまなのですが、私がいます那覇市では2.6か月支給される予定になっております。

今回、この議案の中ではどのように設定されているのかというのが1つです。

2つ目に、たぶん、パートタイム、フルタイムという二つの時間の職員を想定すると思うのですが、パートタイムだけではなくフルタイムを望む職員がいれば、この広域連合でもそれを実施すべきだと考えますが、見解も伺いたと思います。

○議長(比嘉武宏)

大城朝克総務課長。

○総務課長(大城朝克)

お答えします。

当広域連合の期末手当につきましては、2.6か月分を支給する予定となっております。

次に、パートタイムだけでなく、フルタイムを望む職員がいれば実施すべきである、についてお答えします。

現在、非常勤職員は1日6時間、臨時職員は1日7時間45分の勤務となっております。

パートタイム会計年度職員に移行後は、1日7時間の勤務となりますが、広域連合の業務に影響を及ぼさないと判断しております。

また、パートタイム会計年度任用職員の費用につきましては、構成団体である41市町村の負担金で賄われており、フルタイム会計年度任用職員に移行した場合、構成団体の負担も増えることとなります。

しかし、フルタイム会計年度任用職員につきましては、今後の後期高齢者医療制度の運営及び県内市町村の動向も踏まえ、検討していく課題だと認識しております。

(「終わります」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

ほかに質疑はございませんか。

(「議長」と言う者あり)

川野純治議員。

○川野純治議員

おはようございます。

名護市選出の川野です。

議案第2号に対する質疑を行いたと思います。先ほど前田議員からもあったので、重複しますし、一般質問でも出ておりますが、まず1点目としては、今度、この間の全員協議会の議案説明の中で、基本的に充足について、ホームページも含

めて募集しているということがありましたけれども、具体的に会計任用職員制度になりまして、今日、非常に安いといいますか、民間のほうが高いということで、非常に私たち名護市役所の中でも臨時職員を含めて採用が非常に厳しいという中でありますが、このへんの現状はどうなっているのか。どういう見込みをもっているのかということが1点。

それから会計年度任用職員になりますので、基本的には、1会計1年というのがあって、原則的に、それがどういうふう継続雇用という意味では、どのように担保されているのか、あるいは本人たちの希望を含めて、しっかりと雇い止めにならないような制度としても、フォローすべきではないかと思いますが、その点についてどうお考えになっているかその2点をまずお聞きしたいと思います。

○議長(比嘉武宏)

大城朝克総務課長。

○総務課長(大城朝克)

お答えします。

現在の公募の状況につきましては、現在勤務している方と、ほかに、県内から広く公募をしております、現在勤務している方と近隣の方からそれぞれ応募があります。

次に、会計年度任用職員の雇い止めにつきましては、勤務等の評価をいたしまして、本人の希望があれば、再度の雇用も可能であります。

○議長(比嘉武宏)

川野純治議員。

○川野純治議員

ありがとうございます。

厳しい雇用状況の中で、柔軟に基本的にやっていただきたいし、今、会計任用年度職員の任用職員の制度をいかしてぜひやっていただきたいと思えます。

そして、追加の質疑ですが、今後、職員の体系として、会計年度任用職員外に、例えば、この前ありました訪問指導員等は、現実的に個人委託だということがありました。

名護市で出た紛失の問題も、結局個人指導員だったということでありましたけれども、このへん

について、今後、会計年度任用職員の皆さんには、公務員的な服務規定が適用されていくわけですが、今後、個人情報保護の観点からも含めて、あらゆる職員に対する服務規定の徹底という意味では、今回の任用職員の適用外の方々について、どのようにお考えなのかもお聞きしたいと思っております。

○議長(比嘉武宏)

野原健一事務局長。

○事務局長(野原健一)

お答えいたします。

先ほどの訪問指導員につきましては、現在、委託で実施しております。

委託に関しても当広域連合の業務、大切な個人情報を取扱う業務でございますので、委託契約書の中で、個人情報の守秘義務につきましては、厳格にうたっております。

以上でございます。

○議長(比嘉武宏)

ほかに質疑ございませんか。

(「進行」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第9、議案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和2年2月7日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

提案理由。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するため、条例を制定する必要がある。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(比嘉武宏)

野原健一事務局長。

○事務局長(野原健一)

議案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書は31ページからとなっております。

改正内容は33ページから、新旧対照表は37ページからとなっております。

ただいま議案第2号において当広域連合の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定を御説明申しあげましたが、議案第3号につきましても、会計年度任用職員の移行に関連します条例の一部改正となっております。

今回の関係条例は第1条から第7条までとなっております。一括して改正いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しく願いいたします。

○議長(比嘉武宏)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりしました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「進行」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第10、議案第9号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第9号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和2年2月7日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

提案理由。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、必要な事項を規定するため、条例の一部を改正する必要がある。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(比嘉武宏)

野原健一事務局長。

○事務局長(野原健一)

議案第9号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

改正内容は別紙でお配りいたしました議案書別紙議案第7号、議案第9号の9ページから、新旧対照表は13ページからとなっております。

今回の条例改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓について必要な事項を規定するため、条例の一部を改正するものです。

改正内容といたしましては、第2条第1項には、新たに職員となった常時勤務を要する職員のサービスの宣誓の規定がございますが、これとは別に会計年度任用職員のサービスの宣誓についても第2項で定めるものとなっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(比嘉武宏)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

休憩いたします。

(午前10時50分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○議長(比嘉武宏)

再開いたします。

野原健一事務局長。

○事務局長(野原健一)

先ほど、説明いたしました内容に誤り、読み間違いがございますので、訂正させていただきます。

議案第9号の名称につきましては、先ほど「サービスの宣誓」と言うべきところを「サービスの宣言」と述べてしまいましたので、それを「宣誓」に改めさせていただきます。

大変申し訳ございませんでした。

○議長(比嘉武宏)

事務局より説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「進行」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

質疑はなしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第11、議案第8号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第8号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和2年2月7日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

提案理由。

令和2年度及び令和3年度の保険料率を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要がある。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(比嘉武宏)

野原健一事務局長。

○事務局長(野原健一)

議案第8号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本日、別紙2でお渡しした議案第8号の3ページを御覧ください。

今回の条例改正の内容につきましては、令和2年度、3年度の保険料率の改正や、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う改正等となっております。

令和2年度、令和3年度における保険料の所得割率及び均等割額につきましては、所得割率を100分の8.80から100分の8.88に改め、均等割額を4万8,440円に据え置くものでございます。

また、賦課限度額につきましては、62万円から2万円引き上げ、64万円に改めております。

次に、所得の少ない者に対する保険料の軽減について、保険料均等割額の5割軽減及び2割軽減の所得判定基準を見直すもので、5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準につきましては、世帯に属する被保険者の数に乗ずる金額を28万円から28万5,000円に、2割軽減の所得判定基準につきましては、世帯に属する被保険者の数に乗ずる金額を51万円から52万円に改めるものでございます。

また、既に終了した不均一賦課や軽減特例に係る特例措置について、条文や別表を削除する等の整理を行ったものでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(比嘉武宏)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はございません。

(「議長」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

今、提案理由がありましたけれども、その中で確認したいことがありますので、質疑いたします。

文言の訂正などもありましたけれども、今回の変更によって、所得割、均等割の変更による影響について伺いたいと思います。

その影響は被保険者にとって、保険料の負担が増えることになるのか、もしそうであるならば、どのぐらい皆さんに影響があるのか確認したいと

思います。

○議長(比嘉武宏)

富原守友管理課長。

○管理課長(富原守友)

ただいまの御質疑にお答えいたします。

今回の保険料の見直しによって、影響を受ける人数と、あと額についてでございますが、お一人あたりの保険料といたしましては、年間321円の保険料の負担増となっております。

対象となる方につきましては、所得割を賦課されている方が対象となりますので、被保険者14万7,071人のうち、所得割が発生しているのが7万7,083人となっております。

(「以上です」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

川野純治議員。

○川野純治議員

今回の改正で、第7条ですけれども、結局、かなりの町村の均等割が均一になるということで、町村の部分の別表1の対象市町村はかなり影響を受けるのではないかと思うのですけれども、具体的にどの程度の人数対象で、金額的にはどのぐらいの負担増になっていくのか、そのへんも明らかにしていただきたいと思います。

○議長(比嘉武宏)

富原守友管理課長。

○管理課長(富原守友)

ただいまの御質疑にお答えいたします。

条例改正の7条関係について、不均一賦課についての御質疑がございました。

この不均一賦課につきましては、平成25年度までで終了しておりまして、平成26年度以降は均一賦課となっております。

この別表につきましては、不均一賦課が終了した後も条例上残っていたということで、今回はその整理をさせていただいたということでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長(比嘉武宏)

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

確認ですが、提案理由の中で、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正というのが提

案理由になっているのですが、今回の所得割率のアップ、8.80から8.88というのは、全国統一で上がるという認識でよろしいのでしょうか。お伺いいたします。

○議長(比嘉武宏)

富原守友管理課長。

○管理課長(富原守友)

ただいまの御質疑にお答えいたします。

所得割率が0.08%上がる件に関しましては、これは沖縄県のみ保険料の状況となっております。

今回、施行令の改正に伴う改正内容につきましては、賦課限度額にかかる部分と、軽減の5割軽減、2割軽減の拡充にかかる部分、この2点が施行令の改正に関する部分の内容となっております。

○議長(比嘉武宏)

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

お伺いしましたが、所得割率のアップは、沖縄県だけで、このアップというのは、連合の裁量でできることなのかというのをお伺いしたいのですが。

○議長(比嘉武宏)

富原守友管理課長。

○管理課長(富原守友)

各広域連合の保険料につきましては、広域連合の歳出だとか、それに基づく歳入に基づきまして、各広域連合で保険料を算定する仕組みとなっております。

その保険料率の内容につきましては、条例で定めることとなっておりますので、今回、その条例の一部改正を提案させていただいているところでございます。

○議長(比嘉武宏)

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

(「進行」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

質疑なしと認めこれをもって質疑を集結いたします。

○議長(比嘉武宏)

休憩いたします。

(午前11時03分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○議長(比嘉武宏)

再開いたします。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第12、議案第4号、令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第4号、令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計。

補正予算(第2号)

令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和2年2月7日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(比嘉武宏)

野原健一事務局長。

○事務局長(野原健一)

議案第4号、令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

議案書は45ページからとなっております。

49ページをお開きください。

第1表債務負担行為補正。令和2年度予算において計上しております医療費通知作成及び療養費通知作成の委託業務について、事前に入札業務等を進めるために債務負担行為を追加するものです。以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(比嘉武宏)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「議長」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

川野純治議員。

○川野純治議員

50ページの財源ですけど、医療費通知作成委託料はその他の財源ということになっていきますけれども、この広域連合には特別な基金とかありましたでしょうか。その辺の中身を確認したいと思います。

○議長(比嘉武宏)

大城朝克総務課長。

○総務課長(大城朝克)

お答えします。

その他財源のほうは、保険料となっております。

○議長(比嘉武宏)

ほかに質疑ございませんか。

(「進行」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第13、議案第5号、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第5号、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算。

令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億7,501万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月7日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(比嘉武宏)

野原健一事務局長。

○事務局長(野原健一)

議案第5号、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明いたします。

議案書は51ページからとなっております。

54ページ、55ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。

令和2年度の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ2億7,501万5,000円を計上しております。

前年度と比べ700万円、率にして2.6%の増となっております。

主な歳入の内容について、事項別明細書により御説明いたします。

議案書の66ページ、67ページをお開きください。

1款、分担金及び負担金2億7,500万円となっております。前年度と比べ700万円の増額となっております。

一般会計の歳入のほとんどは、市町村からの負担金となっており、広域連合規約に基づき、市町村からの共通経費として、均等割10%・高齢者人口割50%・人口割40%の割合で按分し算定しております。

続きまして主な歳出について御説明いたします。72ページ、73ページをお開きください。

第1款1項1目、議会費302万1,000円。前年度と比べ26万7,000円の減となっております。

令和元年度の実績見込みに基づき計上したため費用弁償で15万9,000円の減、議事録作成委託料で8万8,000円の減となっております。

74ページ、75ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費です。

2億6,852万9,000円となっております。

前年度と比べ662万9,000円の増額となっております。増額の主な要因は、報酬・給料・職員手当・共済費等の人件費の増となっております。

一般管理費の主な内容としては、職員の人件費として1節、報酬194万5,000円、2節、給料1億1,442万2,000円、3節、職員手当等7,828万4,000円、4節、共済費4,282万8,000円を計上しております。

8節、旅費として、県外旅費及び職員が派遣元へ戻る際の帰任旅費等を629万3,000円計上しております。

10節、需用費として消耗品費、光熱水費等に366万8,000円を計上しております。

11節、役務費として通信運搬費、手数料、保険料に152万8,000円を計上しております。

12節、委託料として、財務会計システム保守、職員健康診断業務、財務諸表作成等に494万8,000円を計上しております。

13節、使用料及び賃借料として、事務所賃借料・共益費、パソコン等賃借料等の使用料及び賃借料1,441万3,000円を計上しております。

80ページ、81ページをお開きください。

2款3項1目、監査委員費68万7,000円です。

毎月の例月現金出納検査、年1回の定例監査、年1回の決算審査及び研修会への参加の経費となります。

主な内容は、監査委員報酬と費用弁償等旅費となっております。

84ページ、85ページをお開きください。

4款、予備費273万円3,000円となっております。不測の事態に備えて計上しております。

86ページをお開きください。

給与明細書となっております。1特別職、2一般職の内容となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(比嘉武宏)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第14、議案第6号、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第6号、平成2年度沖縄県後期高齢者医療

広域連合特別会計予算。

令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,453億7,331万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は120億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年2月7日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(比嘉武宏)

野原健一事務局長。

○事務局長(野原健一)

議案第6号、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について御説明いたします。

議案は87ページからとなっております。

90ページ、91ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算でございます。

令和2年度の特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,453億7,331万8,000円として計上しております。前年度と比べ5億1,397万9,000円、約0.4%の減額となっております。

主な歳入について御説明いたします。事項別明細書102ページ、103ページをお開きください。

1款、市町村支出金は255億2,581万3,000円で、前年度と比べ4億5,885万6,000円の増、約1.8%の増となっております。

1項、市町村負担金、1目、事務費負担金は5

億4,000万円で前年度と比べ、500万円の増、約0.9%の増となっております。

市町村からの事務負担金で、広域連合規約に基づき、均等割10%・高齢者人口割50%・人口割40%の割合で按分し算定しております。

2目、保険料等負担金は139億4,765万6,000円で、前年度と比べ5億2,899万5,000円の増、約3.9%の増となっております。

所得の伸び、被保険者数の伸び及び低所得者に対する保険料の軽減特例措置の見直し等を考慮し、計上しております。

3目、療養給付費負担金は、110億3,815万7,000円で、前年度と比べ7,513万9,000円の減額、約0.7%の減となっております。

療養給付費の12分の1を計上しております。

2款、国庫支出金 1項、国庫負担金、1目、療養給付費負担金344億79万4,000円、前年度と比べ10億6,090万8,000円の増、約3.2%の増となっております。療養給付費の12分の3を計上しております。

2目、高額医療費負担金 8億3,650万8,000円、前年度と比べ9,998万3,000円の増、約13.6%増となっております。1件80万円以上の高額医療費の4分の1を国が負担するものであります。

2項、国庫補助金 1目、調整交付金108億2,935万3,000円、前年度と比べ5億4,982万3,000円の減となっております。広域連合間の財政の不均衡の是正や事業の内容などの特別な事情により交付されるものです。

2目、健康診査事業費補助金9,827万2,000円、前年度と比べ425万8,000円の増、約4.5%の増となっております。健診事業費の3分の1補助となっております。

3目、医療費適正化等推進事業費補助金2,000円費目存置でございます。

前年度と比べ1,149万円の減、重複頻回受診者等への訪問指導やジェネリック医薬品普及の啓発活動、低栄養防止・重症化予防の取り組みについては、令和2年度より特別調整交付金において交付されることとなっております。

104ページ、105ページをお開きください。

4目、特別高額医療費共同事業費補助金970万

6,000円、前年度と比べ339万1,000円の減となっております。400万円を越えるレセプトの200万円を越える部分についての一部補助です。

6目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 1億1,662万6,000円、前年度と比べ3億1,051万9,000円の減となっております。

保険料の軽減措置に対して国より交付されるもので、軽減特例措置の見直しにより減額となっております。

3款、県支出金、1項、県負担金、1目、療養給付費負担金109億7,734万2,000円、前年度と比べ1億3,595万4,000円の減、約1.2%の減となっております。

療養給付費に対して12分の1を県が定率負担するものです。

2目、高額医療費負担金 8億3,650万8,000円、前年度と比べ9,998万3,000円の増、約13.6%の増となっております。

高額療養費の4分の1を県が負担するものです。

2項 1目、財政安定化基金交付金。費目存置でございます。

県財政安定化基金は、沖縄県が設置している基金で、国・県・広域連合が3分の1ずつ拠出してあります。

保険料収納率が予定を下回った場合や、予測以上の給付費が膨らんだ際等に、交付や貸付を行う基金となっております。

これまで交付・貸付ともに受けたことはございません。

4款、支払基金交付金598億8,912万8,000円、前年度と比べ8億2,039万1,000円の減、約1.4%の減となっております。

支払基金が国保や被用者保険など現役世代の保険料から後期高齢者支援金を徴収し、広域連合へ交付するものです。

5款、特別高額医療費共同事業交付金4,924万6,000円、前年度と比べ106万5,000円の減となっております。国保中央会を通じて400万円以上の高額医療費に対して交付されます。

106、107ページをお開きください。

8款、繰入金16億5,425万1,000円、前年度と比べ3億9,694万6,000円の減となっております。

保険給付費等の財源に充てるため保険給付費等準備基金から繰り入れを行っております。

108、109ページをお開きください。

10款、諸収入、3項、雑入、4目、第三者納付金1億4,675万5,000円、前年度と比べ808万4,000円の減となっております。

交通事故などの第三者の行為によるケガ等の治療で、広域連合が立替払いを行った場合、加害者へ請求する損害賠償金であります。

以上が歳入の主な説明となります。

続きまして、主な歳出について御説明いたします。

112ページ、113ページをお開きください。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費5億6,234万8,000円、前年度と比べ1,022万1,000円の増、約1.9%増となっております。

増額の主な理由は、会計年度任用職員への移行に伴う報酬費、他にあん摩、はり、きゅう診査業務委託、柔道整復2次点検診査業務委託の新規分の計上等となっております。

116ページ、117ページをお開きください。

2項1目、賦課徴収費1,918万8,000円、前年度と比べ72万1,000円の増額をしております。

制度改正の周知を図るためのリーフレット作成及び発送にかかる経費を増額し計上しております。増額分については、国庫支出金を予定しております。

118ページ、119ページをお開きください。

2款、保険給付費、1項、療養諸費、1目、療養給付費1,341億2,733万8,000円、前年度と比べ4億5,726万3,000円、約0.3%の減額となっております。

これまでの実績、被保険者数の伸び、一人当たりの医療費の伸び等により算出しております。

2目、訪問看護療養費10億7,402万2,000円、前年度と比べ2億2,634万1,000円、約26.7%の伸びとなっております。これまでの実績に基づき伸び率から増額計上しております。

訪問看護ステーションの看護師からの訪問看護を受けた際に支給されます。

5目、審査支払手数料3億2,088万3,000円、前年度と比べ1,086万3,000円、約3.5%の増となつて

おります。

国保連合会への療養費等の請求に関する審査及び支払に対する手数料でございます。

120ページ、121ページをお開きください。

2項、高額療養諸費、1目、高額療養費75億199万8,000円、前年度と比べ4億3,579万5,000円、約5.5%の減となっております。

自己負担額が、定められた限度額を超えた場合に支給されるものです。

2目、高額介護合算療養費1億3,643万5,000円、前年度と比べ903万1,000円、約7.1%の増となっております。

後期高齢者医療制度と介護保険の両方の負担額の合算で限度額を超えた場合に支給されるものとなっております。

122ページ、123ページをお開きください。

3項、その他医療給付費、1目、葬祭費1億4,616万円、前年度と比べ402万円の増となっております。

2目、その他医療給付費8億2,416万1,000円、前年度と比べ3,302万7,000円の増となっております。

その内容につきましては、あん摩、マッサージ、はり、きゅう、柔道整復、補装具等に対する給付となっております。

126ページ、127ページをお開きください。

4款1項1目、特別高額医療費共同事業拠出金6,402万7,000円、前年度と比べ592万3,000円の減となっております。

1件当たり400万円以上のレセプトを対象としたもので、国保中央会が実施する、リスク分散を図るための共同事業への拠出金及び事務費となっております。

128ページ、129ページをお開きください。

5款、保健事業費、1項、健康保持増進事業費、1目、健康診査費4億6,681万7,000円、前年度と比べ2,709万1,000円、6.2%の増となっております。

被保険者の伸び、受診率の向上、健診内容の充実等により増額となっております。

内容につきましては、基本健診・歯科健診・受診券作成委託等となっております。

2目、その他健康保持増進費9,962万5,000円、前年度と比べ6,082万9,000円、156.8%の増となつ

ております。

新規の保健事業と介護予防の一体的事業で5,325万円、服薬情報通知委託料1,221万円が増額の主な要因です。

ほかに市町村の人間ドック等への健康増進補助、高齢者訪問事業・健康長寿事業等の事業は引き続き行っています。

134ページ、135ページをお開きください。

8款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、2,693万円、前年度と比べ303万5,000円の増となっております。主な内容は、保険料還付金となっております。

136ページ、137ページをお開きください。

9款、予備費305万3,000円、前年度と比べ3万3,000円の増となっております。不測の事態に備えての予備的経費でございます。

138ページをお開きください。

給与明細書となっておりますので、御覧ください。

139ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書となっております。

以上が令和2年度特別会計の歳入歳出の説明となります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(比嘉武宏)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「議長」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

特別会計の保険料徴収について質疑したいと思います。

後期高齢者医療の保険料は、全国でも約8割の皆さんが年金から天引きされる特別徴収となっています。

県内の特別徴収の人数と割合について過去3年間の推移をひとつお伺いしたいと思います。

年金が年額18万円未満の場合や保険料と介護保険料の合計が年金額の2分の1を超える場合は、

被保険者が保険者に直接払う普通徴収となっております。

この普通徴収の県内の人数と割合、これも過去3年の推移を伺いたいと思います。

保険料が払えず滞納になるのは、この普通徴収の皆さんです。

月1万5,000円程度の年金から無年金の低所得者が多かったり、後期高齢者医療制度だけではなく、介護保険料、消費税などの負担も重くのしかかっている実態が明らかになるのかなと思います。

3つ目には、被保険者証の短期証です。先ほど言いました、なかなか払えない中で、短期証が現在どのぐらいの皆さんいらっしゃるのか、また未更新ということは、医療が受けられずにいるということになっております。

また、留め置き状況についても確認をしたいと思います。お願いします。

○議長(比嘉武宏)

富原守友管理課長。

○管理課長(富原守友)

ただいま前田議員の御指摘にお答えいたします。

まず1点目、特別徴収の人数についてでございます。

特別徴収の割合と人数について過去3年間の推移をお答えいたします。

平成28年度では、12万8,072人、全被保険者に占める割合は72.44%、平成29年度では12万6,774人で割合にして72.77%、平成30年度では、12万7,766人で、割合にして73.32%でございます。

次に、普通徴収についてでございます。

普通徴収の割合と人数について過去3年間の推移をお答えいたします。

平成28年度では、4万8,733人で、全被保険者に占める割合は、27.56%。

平成29年度では、4万7,447人で割合にして27.23%。

平成30年度では4万6,482人で割合にして26.68%でございます。

次、3点目の短期証についてでございます。

令和元年11月30日時点の数字でお答えいたします。

短期証のほうは285人、未更新で181人、留め置

きで30人、短期証・未更新・留め置きで496人となっております。

(「終わります」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

ほかに質疑ございますか。

(「議長」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

金城悟議員。

○金城悟議員

1点お聞きしたいのですが、今回の一般質問の私の質問事項にも書いているのですが、今回の令和2年4月1日から介護保険と一体化が実施されるのですが、その予算はどこに入るか聞きたいのですが。よろしいですか。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

ただいまの質疑にお答えいたします。

一体的取り組み事業費につきましては、議案書の128ページ、129ページを御覧いただきたいのですが、その他の健康保持増進費の中の委託料のほうに含まれてございます。一体的実施委託料ということで、5,325万円を計上しております。

以上です。

○議長(比嘉武宏)

金城悟議員。

○金城悟議員

大丈夫です。

○議長(比嘉武宏)

ほかに質疑ございますか。

(「進行」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

休憩いたします。

(午前11時48分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○議長(比嘉武宏)

再開いたします。

午前に引き続き、会議を開きます。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第15、これより一般質問を行

います。

発言時間は、当局答弁を含めず10分以内となっております。

なお、本日の質問者は、一般質問日程表のとおりであります。

順次、発言を許します。

金城悟議員、登壇願います。

○金城悟議員

皆さん、こんにちは。

お昼ご飯食べた後、多分脳が眠っていると思いますから、私の一般質問で目を覚まさせて、次に2人目、3人目、きょうの質問は大体同じような質問ですので、皆さんも3回聞くと頭に入って、各市町村に持ち帰って、今後の議会活動に努めてください。よろしくお願いいたします。

1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について問う。

(1) 一体的な実施の意義と目的を問う。

(2) 令和2年度に実施する市町村はどこですか。

(3) 広域連合が市町村へ委託事業とする場合の実施要件を問う。

(4) 一体的実施のために必要な要件の一つに正規職員の医療専門職の配置とあるが、各市町村が配置できる状況か把握しているのか問う。

(5) 広域連合から正規職員を派遣する等、市町村への支援策を考えているか問う。

その5つ案件を質問します。よろしくお願いいたします。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

それでは、金城悟議員の御質問、(1) 一体的な実施の意義と目的についてお答えいたします。

75歳に到達すると、国民健康保険制度などから、後期高齢者医療制度へ移動することになっており、結果、74歳までの健康情報と75歳からの健康情報が適切に継続されないという課題がございました。

また、高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能の低下や社会的なつながりが低下する、いわゆるフレイル状態になりやすいなど、疾病予防と生活機能維持の両面にわたる支援を必要としますが、高齢者保健事業は広域連合が主体となって実施し、

介護予防の取り組みは市町村が主体となって取り組んでいるため、一体的に対応できていないという課題がありました。

このような課題の解消に向け、市民に身近な立場で、保健事業や介護予防について専門的知識を有した市町村が、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施できるよう法整備を行うとともに、市町村により一体的実施を推進することが、疾病予防・重症化予防を促進し、健康寿命の延伸にもつながることになるとされております。

次に、(2)令和2年度に実施する市町村はどこか、についてお答えいたします。

当広域連合では、令和元年10月に、一体的実施について全市町村に対し、庁内連携体制整備と事業実施予定などについて調査を実施しております。

10月時点において、令和2年度実施希望市町村は9自治体ありました。11月の市町村主管課長及び担当者会議後にも再度、実施希望について確認をしたところ、庁内連携体制整備や人材確保が厳しいなどの理由から、現在のところ、那覇市、糸満市、南城市、南風原町の4自治体が発行を予定しています。

次に、(3)広域連合の委託事業としての一体的実施要件について、お答えいたします。

まず、委託先市町村においては、庁内の連携体制の整備や担当部局における医療・検診・介護に関する個人情報の取り扱いについて、自治体で定める個人情報保護条例に基づき、違反がないよう取り組むことが重要となります。

次に、市町村が受託する事業内容として、1つ目に事業企画の策定、2つ目に国保連合会が提供する医療情報のKDBシステムを活用した地域の健康課題の分析と対象者の把握、3つ目に関係団体との調整があり、この3項目については、年間を通して正規の医療専門職を1人配置することが必要となります。

また、4つ目に、高齢者に対する個別的支援があります。

内容としては、ア 低栄養防止・重症化予防の取り組み、イ 重複・頻回受診者や重複投薬者への相談・指導、ウ 健康状態が不明な高齢者の状態把握や必要なサービスへの接続があり、アからウの項

目のうち1つ以上を実施する必要があります。

そして、5つ目に、通いの場等への積極的な関与があります。

内容としては、ア 通いの場等において、フレイル予防の普及啓発活動や運動・栄養・口腔のフレイル予防の健康教育・健康相談、イ 質問票を活用してのフレイル状態にある高齢者等の把握と状態に応じた保健指導や生活機能向上に向けた支援、ウ 健診や医療の受診勧奨や介護サービスの利用勧奨となっており、これはアからウの項目すべてを実施することになります。

4つ目の高齢者に対する個別的支援と5つ目の通いの場等への積極的な関与の2項目については、日常生活圏域ごとに1人の非常勤の医療専門職を配置して対応することになります。

次に、(4)一体的実施のために必要な要件の一つが正規職員の医療専門職配置とあるが、各市町村が配置できる状況か把握しているか、についてお答えします。

当広域連合が発行した調査においては、各市町村の保健師等の配置状況も確認していますが、御質問にあります正規職員の医療専門職の配置は保健師を想定しており、各市町村においては厳しい状況であると認識しています。

次に、(5)広域連合から正規職員を派遣するなど、市町村への支援策を考えているか、についてお答えします。

市町村からの負担金により運営を行っている広域連合が、正規職員として、医療専門職を雇用することは、職員定数を初め新たな経費が必要なため、厳しい状況であると考えています。

広域連合からの医療専門職の派遣については、九州広域連合会議の中でも重要な課題として認識されております。

以上でございます。

○議長(比嘉武宏)

金城悟議員。

○金城悟議員

事業課長、ありがとうございます。

今、申し上げたとおり、本当に今後の一体的実施の意義と目的に沿った、74歳以下までは国民健康保険、75歳以上は後期高齢、結局この2つを一

体化するということが、本当に今後の課題だ
と思っっているのですよ。

この課題を目的として、今回ちょうど予算が通
って進めていくのですけれども、私たち糸満市も
10月の時点では9つだったんですけれども、11月
時点で行政に説明を求めたら、4つですか。那覇
市、糸満市、南風原町、南城市。この4つが、と
りあえず手を挙げてやろうとしているのですけれ
ども、これが窓口の説明をどういった形で行うつ
もりですか。

それと、行うつもりではなくて、その前ですね。
いつごろやって、担当部署からどういった質疑が
あったかをお聞きしたいです。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

再質問にお答えいたします。

市町村の窓口にはいつ説明をしたか。それから、
担当窓口のほうからどのようなことが要望された
かという質問でございます。

まず初めに、8月に沖縄県が主催をしまして、
全市町村を対象にした説明会を実施しております。

そして、10月から11月にかけて当広域連合が対
象市町村のうち、前年度に訪問指導事業等を実施
した市町村を対象に5つの市町村に説明をお伺い
させていただいております。

その後、11月に先ほども御説明しましたけれど
も、全市町村対象の主管課長会議のほうでも事業
の説明をさせていただいております。

その中で、各市町村のほうから質問といたしま
しては、まず医療専門職の確保の問題、それから、
その正規の医療専門職の確保に伴いまして、この
事業がずっと継続されるのかどうかというような
ことが質問としてございました。

以上でございます。

○議長(比嘉武宏)

金城悟議員。

○金城悟議員

事業課長、ありがとうございました。

説明があったように、全市町村に声かけて、9
自治体、それと5自治体、先ほども自治体名も挙
げてもらったのですけれども、4自治体。

そういった形で説明を求めて、やりたいという
ことですが、要は正規職員等を雇うにはや
っぱり費用がかかりますよね。

先ほど議会の説明会でもちょっとお話があつた
のですけれども、この予算をどういう形で配分す
るのか。予算の内訳、先ほど5,235万円でしたかね。
その内訳はどのような形なのか、お尋ねします。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

再質問にお答えいたします。

予算の中での内訳というよりも、市町村へ委託
する事業、1市町村当たり事業の費用はどのくら
いになるのかという内容になるかとは思いますが、
1市町村当たりの事業の交付額のほうを説明した
いと思います。

市町村への委託費用といたしましては、年間を
通して従事する正規の医療専門職の person 費として
580万円、非常勤の医療専門職の person 費として350
万円、その他経費といたしまして50万円をそれぞ
れ上限として委託する予定となっております。

○議長(比嘉武宏)

金城悟議員。

○金城悟議員

ありがとうございました。

事業としてトータルで5,325万円。その内訳とし
て先ほど4市町が手を挙げて、その4市町に割る
と1,000万円近くの費用として補助金がついてと
いうことですよ。

この補助金が仮に、糸満市も令和元年のときに
フレイル事業として取り組んでいるのです。こ
のフレイル事業も沖縄県から予算も取りながら、
今回ちょうどいいときに一体化の実施をやるとい
うことで、後期高齢からの提案があつたのですけ
れども、糸満市も先ほど正規職員を必要としてい
るということで、私も担当部署のほうにどうにか
ならないか。せつかくこれだけの予算が入ってい
るから、やっていこうかということを話したら、
たまたま今言ったように正規職員の保健師不足、
充足が足りないということで、今回は難しいかな
ということの提案なのですけれども、要するに、
この保健師の確保がちょっと難しいかもしれませ

ん。

なぜかという、先ほど説明があったとおり、令和元年の9月と11月、その2回にまたがってやっているんですけども、もう日が狭いですよね。このスタートが今年の4月ですよね。

ということは、本当に月日が3か月、4か月の判断で、各市町村の窓口が難しいかなと思うんですよ。

仮に、この4市町の中でやらないというところがあった場合、この継続支援は、予算はつくかどうか聞きたいです。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

再質問にお答えいたします。

実施予定されている市町村が、仮にも事業が実施できない場合ということでございますけれども、その場合には事業が執行できておりませんので、執行の対象にはならないということになります。

○議長(比嘉武宏)

金城悟議員。

○金城悟議員

執行対象にならないということですが、要は、令和2年4月からスタートします。そのスタートした時点でやらない自治体が出れば、4つの市町が手を挙げてやれる方向で、今、職員の皆さんははっぱをかけていますけれども、だから、これを私たち糸満市はちょっと難しいなということをお話聞いたのですよ、担当部署から。

そうするとき、要は次年度この予算を、結局は4市町、先ほど答弁にあったように全市町村に投げているのですけれども、手を挙げたのは9つ。残ったのが4つ。この4つが次年度この予算を確保できるのかを質問します。

○議長(比嘉武宏)

休憩いたします。

(午後1時20分 休憩)

(午後1時20分 再開)

○議長(比嘉武宏)

再開いたします。

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

再質問にお答えいたします。

令和3年度に事業を開始するに当たっては、そのときに対象として予算の計上は行いたいと思っております。

ただ、今年度は、予算では5つの市町村を予定して上げております。

今後、市町村のほうにもこの事業の周知が進んで、そういった正規職員の配置等も可能になってくる状況がある中で、市町村数が増えてきた場合の対応も考えて、当然今年度令和2年度から実施して継続する市町村、それにプラスして新たに令和3年度から実施する市町村を対象に、事業の予算措置を調整したいと思っております。

○議長(比嘉武宏)

金城悟議員。

○金城悟議員

ありがとうございます。そうしていただいたほうが一番いいですね。

せっかく後期高齢の各自治体の議員がこの後期高齢に臨んでいるわけですから、この自治体において、自治体を多くすればするほど、そういった一体化の意味がどんどんわかってくるわけですよ。

今フレイル事業も糸満市はやっているのですけれども、こういう中で本当に右肩上がりに年齢も上がってきて、人口比からしても多分25%ぐらいはいつていると思うんですよね。もう年齢的にいきますと。

要するに、この一体的な実施について今後の課題ですけれども、今後また進めていただけたらいいと思います。

もう1つですけれども、議案書の中にこの事業の一部に民間機関に委託できるということが書かれていますけれども、そういう形で、私たち糸満市は地域包括支援センターがようやく介護長寿課から外に出たんですね。

1か所しかないんですけれども、そういった地域包括支援センターにも委託として、この条件としての今予算がついているのですけれども、この予算も取れなくて委託できるんですか。それをお聞きしたいです。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

再質問にお答えいたします。

今、議員のほうから地域包括支援センターのほうの一部委託ということがございましたが、あくまで事業実施主体は糸満市として、この事業の一部を委託するということは、国からの資料のほうでも差し支えないというふうにされておりますので大丈夫かと思えます。

ただ、この一部どういったことが可能なのかどうかということで御説明させていただければ、まずは事業の企画等を作成する業務のうち、地域の健康課題や調査分析など、それから高齢者に対する個別的な支援や通いの場への現場での支援になりますけれども、そうした関連する業務の中では例えば訪問指導でありますとか、通いの場でのフレイル防止の健康相談などが想定されているようでございます。

以上でございます。

○議長(比嘉武宏)

金城悟議員。

○金城悟議員

ありがとうございました。

今、各自治体でも地域包括支援センターが庁舎内から出て行って、要はこの高齢者の方々のリストを調べ上げながら、地域包括も今言ったようにできるようなことのニュアンスがありましたので、糸満市の行政と地域包括支援センターの連携、連携もそうですけど、まだ広域連合との連携、私たち議員が中に入りまして窓口との対応の連携、今後の一体化ということは、本当に皆さんの後期高齢と自治体、窓口、市民、あるいは地域包括支援センター、そういった取り組みを踏まえて今後活躍してほしいということの一体化をやってもらうためには、私はいい提案だと思います。

今日の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長(比嘉武宏)

これをもって、金城悟議員の一般質問を終わります。

次に、瀬長恒雄議員の一般質問を許します。

瀬長恒雄議員、御登壇お願いします。

○瀬長恒雄議員

皆さん、こんにちは。豊見城市の瀬長恒雄です。よろしく申し上げます。

今回、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施についての議案が提案されております。

私ども日本共産党も、地域から75歳以上の方を分離したこの後期高齢者医療制度というのはおかしいのじゃないかと。もっと地域と連帯して、医療、保健、介護事業を取り組むべきだということ、これまでも主張してきてまいりました。その方向性が見えてきたのかなということで、非常に有益な施策ではないかなというふうに思っています。

では、一般質問の通告に従いまして質問を行いたいと思います。

1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について。

(1) 一体的な実施の意義・目的について伺います。

(2) どのような事業を市町村に委託するのか、お伺いをいたします。

(3) 市町村の取り組み状況について、一体的な実施にかかる方針計画を策定できている市町村がどのくらいあるか、お伺いをいたします。

(4) 事務量の負担増、人員確保による市町村の費用負担増の金額をどれくらい見込んでいるか、お伺いをいたします。

(5) 事業の一部を民間機関に委託できるとあるが、どのような事業を想定しているのか、お伺いをいたします。

2. 長寿健診について。

(1) 長寿健診の受診者数・受診率の過去5年間の推移をお伺いします。

(2) 長寿健診受診率の向上に向けた対策はどのようなものがあるか、お伺いします。

(3) 医療機関・医療団体との連携についてどのような取り組みが行われているか、お伺いをいたします。

以上、残りは自席で行います。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

瀬長恒夫議員の御質問、1. 高齢者の保健事業と

介護予防の一体的な実施について、順次お答えします。

(1) 一体的な実施の意義と目的についてお答えします。

先ほどの金城悟議員への答弁でも述べましたとおり、74歳までの国民健康保険制度の保健事業と75歳からの後期高齢者医療制度の保健事業の継続や、高齢者保健事業と介護予防の取り組みとの接続などの課題の解消に向けて、法整備を行い、市町村が高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進することで、疾病予防・重症化予防を促進し、健康寿命の延伸につながるとされております。

次に、(2) どのような事業を市町村に委託するのか、にお答えします。

内容としては先ほどの答弁と重複いたしますが、正規の医療専門職による事業企画の策定、それから地域の健康課題の分析等の業務や、非常勤の医療専門職による高齢者に対する個別的支援や通いの場等への積極的な関与において、健康指導や健康相談業務を実施する内容となっています。

次に、(3) 市町村の取り組み状況について、一体的な実施にかかる方針計画を策定できている市町村がどのくらいあるか、についてお答えします。

現在、令和2年度から一体的実施に取り組む予定は4市町であります。

今後、市町村は、広域連合から高齢者の保健事業の委託を受けた場合において、国民健康保険保健事業や介護保険地域支援事業との一体的な実施のあり方を含み、基本的な方針を定めるものとしておりますので、4市町についてはこれから基本的な方針と事業計画の作成、調整を進めていくこととなります。

次に、(4) 事務量の負担増、人員確保による市町村の費用負担増の金額をどのくらい見込んでいるか、についてお答えします。

市町村への委託費用としましては、事業企画の作成等、正規の医療専門職員の人件費として580万円、高齢者の個別支援や通いの場などへの積極的な関与など、健康相談等を実施する非常勤の医療専門職の人件費として350万円、その他経費として50万円をそれぞれ上限として委託する予定であり、その範囲内であれば市町村の負担はないものと考

えています。

なお、市町村へ委託費用につきましては、国から特別調整交付金により委託事業費の3分の2が、そして広域連合から保険料を財源として3分の1が支援されるものとなっています。

次に、(5) 事業の一部を民間機関に委託できるとあるが、どのような事業を想定しているかについてお答えします。

国からの交付基準案によりますと、事務の企画等を作成する業務のうち、地域の健康課題、調査分析等や、高齢者に対する個別的な支援や通いの場への関与等に関連する業務の一部、例えば個別の訪問指導やフレイル予防の健康相談などが想定されますが、そういった業務が関連機関や団体に委託することは差し支えないとされております。

次に、2. 長寿健診について。

(1) 長寿健診の受診者数・受診率の過去5年間の推移についてお答えします。

平成26年度におきましては、受診者3万8,798人で受診率31.5%、平成27年度は受診者4万714人で受診率31.9%、平成28年度は4万1,686人で32.1%、平成29年度は4万3,371人で32.9%、平成30年度は4万3,953人で32.4%となっています。

次に、(2) 長寿健診受診率の向上に向けた対策はどのようなものがあるか、についてお答えします。

当広域連合では、長寿健診対象者12万人余りの方に市町村を介して受診券を送付するほか、市町村ホームページなどで受診勧奨の掲載依頼をしております。

また、医療機関、各市町村老人クラブ連合会など関係団体を中心に長寿健診受診勧奨ポスターを配布しています。そのほか、昨年度受診しているものの今年度未受診の方など、3万人を対象に受診勧奨ハガキを送付しています。

次に、(3) 医療機関・医療団体との連携についてどのような取り組みがあるかについてお答えします。

当広域連合は、島嶼県で医療資源が限られた地域もあることから、集団健診においては、居住市町村の集団健診事業実施体制を活用し、また、個別健診については、沖縄県医師会と連携し、高齢者が日ごろから受診している、かかりつけ医院で

の健診が可能となるよう、県内の受託医療機関と集合契約及び個別契約を締結するなど、各機関・団体と連携して事業を実施しています。

以上でございます。

○議長(比嘉武宏)

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

再質問したいと思います。

今回の第三次の広域連合の計画は、令和4年度までということになっていますが、この一体的事業で今提案されている一体的な実施は、令和4年度で終わるのか、その後の継続した事業として行われるのか、お伺いします。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

再質問にお答えいたします。

事業の継続のお話でございますが、今、国のほうからは、令和6年までの目標という形で報告もされていることもありますので、事業としては令和6年度までは実施されるものではないかというふうに思っています。

ただ、事業はいつまでだというような形での指針等というのはございませんので、御説明させていただきますと思います。

○議長(比嘉武宏)

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

ぜひともいい取り組みなので、連合としてもこれが令和6年度までじゃなくて、その後も継続できるような要望等を国に行っていただきたいというふうに思っています。

次、⑤です。事業の一部を民間機関に委託できるという項目の中で、やっぱりいろいろな医療情報であるとか、個人情報も民間機関に提供しないといけなくなると思うのですが、その際の個人情報保護のセキュリティーですか、そういう対策等はどのように考えているか、お伺いします。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

再質問にお答えいたします。

先ほど金城議員の答弁の中でも御説明いたしましたが、市町村においては、個人情報を含んだ個人情報の保護に関する取り決め等をこの計画の中に盛り込んでいただきまして、委託する際にもこの委託先とその取り決めを交わした中で、遵守していただくということになります。

○議長(比嘉武宏)

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

ありがとうございます。

次に長寿健診についてなんですけど、先ほど5年間の受診者数と率をお伺いしたいのですが、ほぼ31%から32%、人数も3万8,000人から4万3,000人台ということで、3割ちょっと超えたぐらいで推移をしてきているということなんですけど、私の母親も毎月病院に通ってるんですけど、この長寿健診を受けたことがないんですね。

それというのも、定期的に2か月に一遍かかりつけの病院で受診と一緒に検査をしている。その検査項目がほぼ長寿健診の項目とかぶっているために、特別に長寿健診を受けようということにはならないんですね。

ならないというか、私もこの今回、後期高齢の議員になってその長寿健診項目とかも詳しくみたのですが、そういう方って多いのではないかなというふうに感じています。

ただ率を上げるというのではなくて、この長寿健診の意味だとかといのを、もっと医療機関と連携をとってやれば、この医療機関が検査の年間5回、6回やるのであれば、その1回分をこの長寿健診の項目でやるということになれば、被保険者の負担もこの1回分の検査料軽くなるのかなというふうに考えています。

それとともに、病院を定期的に受診なさっている方は、私も母親もそうですけれども、定期的に検査をしている。この長寿健診は病院に通っている人も重複しているのかもしれないんですけど、結局、長寿健診も受けない、病院にも通っていないという、年間を通して1回も検査を受けない方というのを抽出して、対策がとれないのかなというふうに考えているのですが、その点どうでしょうか。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

再質問にお答えいたします。

長寿健診につきましては、年1回の受診でございます。

広域連合のほうでは、その受診のデータをもとに異常な数値を出している方等に関しましては、再度の定期健診を受診されるような勧奨ハガキのほうもお送りしております。

また、先ほども御説明申し上げましたけれども、未受診の方、年間で3万人ではございますが、未受診の方にもこの受診勧奨の通知を出す等、対策のほうは対応しているところでございます。

以上です。

○議長(比嘉武宏)

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

終わります。

○議長(比嘉武宏)

これをもって瀬長恒雄議員の一般質問を終わります。

次に、前田千尋議員の一般質問を許します。

前田千尋議員、登壇をお願いします。

○前田千尋議員

皆さん、こんにちは。那覇市選出の日本共産党前田千尋です。

質問通告を出しましたので、質問させていただきます。

まず、初めに、今回議案にも出ております、1. 第三次広域計画に係る高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について質問いたします。

(1)実施する目的について伺います。

(2)国保など74歳までの医療制度や保健事業、介護保険、地域支援事業などのかかわりについて伺います。

(3)住む場所によって受けられるサービスに影響はないのでしょうか。どこに住んでいても、この一体的な実施が行われ、安心して医療が受けられる。命と健康が守られるようにすべきだと考えます。各自治体での実施について伺います。

(4)県内の保健師は充足しているのでしょうか。現状と雇用条件などについて伺います。

(5)データの活用や分析について伺います。

次に、2. 保険料について伺います。

毎回議会で保険料について、その意思を示し、対応についても伺ってまいりました。改めて伺いたいと思います。

(1)保険料の軽減特例の廃止は絶対に許されません。この間、政府は、高齢者医療制度は2008年度に始まって、その多くの国民の反対の声に対応するために軽減特例をやりました。しかし、この軽減特例を廃止しました。

これについてどのように思っているのか、見解と対応を伺います。

(2)この軽減特例廃止の影響について、過去、そしてこれからについて伺います。

(3)病院窓口での2割負担への引き上げは、後期高齢者にさらなる負担を強いるもので許されません。以前にもこの議会で陳情に対し意見書を上げたことがあります。軽減特例の廃止、さらに1割から2割への負担の引き上げなど、多くの高齢者に係るこうした負担は見過ごせません。このことについて見解を伺います。

以上、残りの時間は自席にて再質問を行います。よろしくをお願いします。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

前田千尋議員の御質問、1. 第三次広域計画に係る高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、順次お答えします。

(1)実施する目的についてお答えします。

これまでの答弁と重複いたしますが、国民健康保険の保健事業と後期高齢者医療制度の保健事業の継続、そして、高齢者保健事業と介護予防の取り組みの接続などの課題の解消に向け、法整備を行い、市町村が高齢者保健事業と介護予防を一体的に実施することで、高齢者の疾病予防、重症化予防を促進し、健康寿命の延伸にもつながるとされております。

次に、(2)国保など74歳までの医療制度や保健事業、介護保険、地域支援事業などのかかわりについてお答えします。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に

においては、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が令和元年5月に交付されたことにより、高齢者の医療の確保に関する法律を初め、国民健康保険法、介護保険法が同時に改正され、75歳以上の高齢者に対する保健事業と、市町村が取り組む介護保険の地域支援事業と一体的な実施が可能とされました。

また、国、広域連合、市町村の役割や、市町村等において、高齢者の医療・健診・介護情報を一括して把握できるよう規定されています。

次に、(3)住む場所によって受けられるサービスに影響はないのか、各自治体での実施についてお答えいたします。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施においては、委託先となる市町村において、関係する庁内連携体制の整備や、事業内容の把握、また業務にかかわる医療専門職の配置等、準備が整わない状況等があったことから、事業開始初年度の令和2年は現在のところ、那覇市、糸満市、南城市、南風原町の4自治体の実施予定となっています。

国においては、団塊の世代が後期高齢者の被保険者となる令和6年度までに、全市町村で実施ができるようにとの目標が示されており、本広域連合においても段階的に実施市町村を増やして、数年中に県内全市町村で実施されるよう、市町村を初め、関係機関、団体と連携しながら推進していきたいと考えています。

次に、(4)県内で保健師は充足しているのか。現状と雇用条件についてお答えします。

各市町村の正規の保健師の配置状況につきましては、最多で18人、1自治体で配置なし、配置1人が3自治体で、市平均配置数は12人、町平均で5.1人、村平均で2.7人という状況であります。

特に県内離島町村においては、配置なし、または1人から2人の配置であり、充足している状況にはないものと判断しています。

また、新規での保健師採用について、全市町村において人材確保には苦慮している状況にあると考えています。

次に、(5)データの活用や分析についてお答えし

ます。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施は、KDBシステムを活用した地域の健康課題の把握が重要な事項であると考えています。

国保連合会が提供するKDBシステムは、市町村ごとに健康診査や保健指導情報、国保及び後期高齢者医療の医療情報、そして介護情報が含まれていることから、その地域の疾病別分析等の活用による統計資料や、地域の健康課題を明確化できること、また、個人の健康情報に関するデータの活用が可能となり、適正受診が望まれる者や保健指導の対象とすべき者を判断・抽出することが可能となっております。

以上でございます。

○議長(比嘉武宏)

富原守友管理課長。

○管理課長(富原守友)

こんにちは。

前田議員から御質問のありました、質問事項2. 保険料についての(1)保険料軽減特例の廃止等についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度では、低所得者の負担を少なくする観点から、保険料を構成する所得割と均等割のうち、均等割を所得に応じて7割、5割、2割の3段階で軽減する仕組みが設けられています。

しかし、後期高齢者医療制度の施行に当たって、低所得者への配慮を求める声が多かったことから、負担軽減についての議論が行われ、制度が開始された平成20年度以降、国の予算措置による保険料軽減の特例措置が実施されてきた経緯がございます。

しかし、平成27年1月13日に開催された社会保障制度改革推進本部で決定された「医療保険制度改革骨子」において、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しが求められました。

その後の平成28年12月22日に同本部において、具体的な見直し内容が示され、世代間・世代内の負担の公平を図り負担能力に応じた負担を求める観点から、平成29年度から平成31年度にかけ、所得割の軽減特例及び元被扶養者に対する均等割の軽減特例を、令和元年度から令和3年度にかけ

て均等割に係る軽減特例を段階的に見直すことになりました。

これまで国に対して、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じ、軽減特例の見直しに関する要望を複数回にわたり要請してまいりましたが、残念ながら、軽減特例の段階的な見直しは既に実施されております。

当広域連合といたしましては、低所得者への配慮を、引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

次に、質問の要旨(2)軽減特例廃止の影響についてお答えします。

まず初めに、軽減特例の見直しが実施されてからこれまでの影響につきましては、軽減特例の見直しが実施される前の平成28年度と令和元年度の比較でお答えします。

平成28年度では、対象者が10万2,331人で、特例により軽減された額が9億3,423万5,005円でしたが、令和元年12月現在では、対象者が7万6,241人で、特例により軽減された額が4億3,263万1,319円となっており、平成28年度と令和元年度を比較すると、対象者数で2万6,090人の減、軽減額で5億160万3,686円の減となっております。

また、次年度令和2年度では、対象者を3万3,112人、特例による軽減額を1億1,600万4,518円と見込んでおり、令和元年度と比較しての影響は、対象者数で4万3,281人の減、軽減額で3億1,600万4,518円の減となっております。

次に、質問の要旨(3)病院窓口での2割負担への引き上げについてお答えいたします

窓口負担のあり方につきましては、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じ、国に対して要望を行ってきたところでございます。

当広域連合の現状として、全被保険者のうち約半数近くが住民税非課税となっていることから、負担割合の見直しにつきましては慎重に検討していただきたいと考えているところであり、今後も引き続き国に対して要望を行ってまいりたいと考えております。

○議長(比嘉武宏)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

再質問を行います。

まず、今日3人目の一般質問ですけれども、3人とも高齢者の保健事業、介護予防の一体的な実施について質問しているということは、この事業に期待するとともに、まだまだ課題がたくさんあるのかなというところでのそれぞれの思いがあると思います。

私がおります那覇市では、被保険者が今14万5,000人ほどいる中で、那覇市の保険者3万3,000人です。大所帯となっているからきっとやるのかなと確認したところ、那覇市は実施するとのことでした。

いろいろ予定している事業内容をお聞きしていると、さまざまな課題を持っているのかなということで、担当者からの思いも聞いてまいりましたので、再質問をさせていただきながら確認したいと思います。

目的については、国保や後期高齢、介護保険のデータを統一的に、一体的にすることと言っていますが、私、担当者と話をしていて驚いたことが1つあります。

実は、後期高齢者医療制度の前の老人医療制度では、こういった一体的なものの見方ができたのだと。現場にいる保健師の皆さんは言っていました。なので、今回やることをイメージするときに、最初に言うのは、元の制度に戻るんだよということを言うと、すんなりとわかると。

ということは、この12年間、後期高齢者医療制度によって分断されてきたのは、保険料だけではなくて、そうした負担だけではなくて、一体的に見えていたものが見えなくなっていたというところでは、改めてこの制度のあり方について考えさせられるものがありました。

ですので、今回はこの一体的な実施が本当にすべての皆さんにとってできるもの、すべての自治体でちゃんとできるようにしなければ意味がないと思っております。

1つお伺いしますが、改めて実施の事業内容についてお伺いしたいと思います。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

再質問にお答えいたします。

事業内容につきましては、先ほどから繰り返しの答弁になりますけれども、正規の医療専門職による事業計画の策定や地域の健康課題の分析等の業務、それから地域の日常生活圏域ごとに配置される非常勤の医療専門職による高齢者に対する個別的支援や、通いの場等での健康指導や健康相談業務を実施する内容となっています。

○議長(比嘉武宏)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

今回、2つのこの事業を進めるに当たって、予算としては、補助としては企画調整等、データを見る医療専門職に正職員として保健師などに580万円の予算が充てられること。

また、地域を担当する医療専門職、これは保健師だとか栄養管理士、歯科衛生士、さまざまに使われていますけれども、那覇市では非常勤の保健師や看護師を募集したいということがありました。

那覇市では、包括支援センターが18施設あります。18の中の1つはモデル事業として1年間やっていくという確認をいたしました。

1自治体1人ずつの補助ではなかなか足りないのではないかなと思っています。すべての市町村でできるとともに、那覇市のようにこうした大所帯のところでは、担当者と話しましたところ、包括支援センターが18箇所あれば18人の配置の予算が今後いただけるようにならないと、データの統一的な活用も含めてなかなか難しいとありました。

その辺についてのお考えをお聞きいたします。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

再質問にお答えいたします。

当広域連合では、今回のこの一体的な実施に伴いましては、先ほど議員からもありましたとおり、正規職員1人、それから地域を担当いたします非常勤の医療専門職を1人、かつ市町村で1人、1人で2人の予算を準備しております。

この事業が全県の市町村にいきわたるまでは、当面正規の医療専門職1人に、地域を担当する医

療専門職1人を配置しての対応とさせていただきたいと思っております。

○議長(比嘉武宏)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

なかなか難しいようなお答えですけれども、この一体的な実施を行うならば、国にきちんとういった状況を示すべきだと思います。

また、できれば保健師を雇っていただきたいという条件もありますし、離島にある地域では、いまだに保健師がいない状況もお聞きをしております。

そういった中で、県内での保健師の皆さんが安心して働ける。いろいろなところで専門職が活躍できるためにも、この予算も改めてこれでもいいかも検討していただきたいと思います。増額が必要であれば、そういった増額も求めていく必要があるのではないのでしょうか。

今後も、那覇市では18分の1のセンターでしかないわけですから、その効果が大きくなるかというのはこの予算にもかかっていると思うのですよね。本気でやるならば、大変だと思いますが、そういったところにも同時に国に予算を求めていく。そういったことも、この1年間モデル事業で行いますので、意見交換も行いながらやっていただきたいと思います。

もう1つ現場からの声がありました。

KDBデータを見られる方は育てなければいけない。人材育成が必要だということです。経験値やどの視点でデータを見て活用していくのかというところが大変重要だと言っていました。

それについて伺います。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

前田議員の再質問にお答えいたします。

KDBシステムの活用については、現在、沖縄県国保連合会の主催により研修会が実施されており、後期高齢者広域連合を初め、各市町村の国民健康保険や介護保険、健康推進課から派遣された職員及び医療専門職の皆様が受講しております。

先に説明しました、改正後の高齢者の医療の確

保に関する法律においても、「国保連合会等は、高齢者保健事業等に関し、専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供、実施状況の分析及び評価その他必要な援助を行うよう努めなければならない」と規定されていることから、今後とも協力連携の上、システム活用の人材育成に向けた研修が継続的に開催されるものと考えています。

○議長(比嘉武宏)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

那覇市ではこのデータを活用するために、那覇の保健所のほうに、このシステムが見えるような導入をするということ聞いております。

その目的は、みんながどの視点で、どのような活用をこのデータでするかということ慣れてもらいたいという、先輩職員たちからの思いがありました。ぜひその思いにも応えていただきたいと思っております。

この保健事業と介護予防の一体的実施はさまざまなデータが結びつけられるものとなっています。こういった中で、より多くの皆さん、すべての皆さんが、どの場所に住んでいても同じように受けられる事業となりますように、充実させていただきまますようお願いいたします。

保険料について、改めて質問したいと思います。

冒頭に連合長から、全国の広域連合協議会で8つの項目の要望書を提出していること、それでこれまでも軽減特例の廃止を許さない。また、2割への窓口負担のあり方に関することについても、引き続きこうした所得の少ない皆さんに十分配慮してほしいなど、こういったところは大変評価できるものとなっています。

改めて、連合長にお伺いしたいと思います。

全国では署名の取り組み、2割負担への反対を許さない取り組みも行われております。県内では大宜味村のすべての老人会で取り組むとなっております。

このことについて、改めて全国の連合長の皆さんと力を合わせて、高齢者の医療と健康を守るために頑張っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(比嘉武宏)

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

本来ならば、各広域連合ともども国の制度の運用を各地方につつがなく浸透させていくという責務を負っておるわけでありまして、それぞれが努力をしているところであります。

軽減特例の見直しや後期高齢者の自己負担割合のあり方等につきましては、先ほど管理課長が答弁したとおりでありまして、これまでも再三にわたり、全国の後期高齢者医療広域連合協議会を通しまして要請を行ってきたところでございます。

しかしながら、意に反して、軽減特例につきましては既に見直しが実施されたところであり、説明があったとおりでございます。

また、国におきましては、団塊の世代が後期高齢者に入りまして、2022年(令和4年)までに、社会保障制度の基盤強化を進めることが喫緊の課題として、骨太の方針2020において、給付と負担のあり方を含めて、社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策をまとめて、早期に改善の具体化を進める方針を示しております。

当広域連合といたしましても、今後とも、国が進める取り組みに対しましては、低所得高齢者の現状など地域の取り組みに対しまして、実情も踏まえた対応、そして、後期高齢者医療制度が持続可能で安定した保険財政運営が持続できるように、今後とも、全国後期高齢者医療広域連合協議会と連携しながら、引き続き国への要請を行ってまいりたいと思っております。

御提言ありがとうございます。

○議長(比嘉武宏)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

連合長、引き続き、全国の声をしっかりと届けていただきたいと思っております。

全国では、原則2割反対の署名はもう50万筆が集まっています。こうした大きな声があることもしかりとわかっていらっしゃると思います。

ぜひとも高齢者が負担を引き上げることによって、受診を控え、重症化につながる恐れがあること、必要な医療が安心して受けられる当たり前の制度に変えていただきますようお願いを申し上げ

げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(比嘉武宏)

以上で、通告された一般質問は終了しました。
これより10分間休憩いたします。

(午後2時11分 休憩)

(午後2時21分 再開)

○議長(比嘉武宏)

再開いたします。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第16、これより討論・採決を行います。

議案第7号、沖縄県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部変更について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(比嘉武宏)

これより議案第7号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(比嘉武宏)

これより議案第1号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(比嘉武宏)

議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(比嘉武宏)

これより議案第2号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(比嘉武宏)

議案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(比嘉武宏)

これより議案第3号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、議案第9号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣言に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行

います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(比嘉武宏)

これより議案第9号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、議案第8号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

前田千尋議員。

休憩いたします。

(午後2時24分 休憩)

(午後2時25分 再開)

○議長(比嘉武宏)

再開いたします。

前田千尋議員、どうぞ。

○前田千尋議員

ただいま議題となっております、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

この条例の中で今回、所得の少ない方に係る保険料の減額が拡充されて、その対象者が広がったことに対しては否定をしております。

ただし、先ほど私の質疑の中でも明らかになりましたように、負担が1人年に321円増えること。これが7万人以上の対象者となること。総額は2億円を超すことになっております。

こうした金額の多少にかかわらず増額を求める立場というのは、私は賛成できません。高齢者の皆さんが安心して医療が受けられる、そのために

は後期高齢者医療制度そのものの減額措置を復活させること。さらに、負担が増えないように努力をすることが必要だと思います。

よって、反対をいたします。以上です。

○議長(比嘉武宏)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(比嘉武宏)

これより議案第8号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(比嘉武宏)

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、議案第4号、令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(比嘉武宏)

これより議案第4号について、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、議案第5号、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(比嘉武宏)

これより議案第5号について、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、議案第6号、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(比嘉武宏)

これより議案第6号について、採決します。

前田千尋議員。

○前田千尋議員

退席させていただきます。

○議長(比嘉武宏)

休憩いたします。

(午後2時30分 休憩)

(前田千尋議員、瀬長恒雄議員退場)

(午後2時30分 再開)

○議長(比嘉武宏)

では、再開いたします。

これより議案第6号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

(午後2時30分 休憩)

(前田千尋議員、瀬長恒雄議員入場)

(午後2時31分 再開)

○議長(比嘉武宏)

再開いたします。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第17、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

○議長(比嘉武宏)

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長(比嘉武宏)

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

○議長(比嘉武宏)

これで、令和2年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後2時33分 閉会)